2021 年 5 月 26 日更新

出勤者数の削減に関する取組状況及び実施状況について

当機構における出勤者数の削減に関する実施状況（令和 3 年 4 月 26 日から令和 3 年 5 月 21 日）は以下の通り。（出勤率は暫定値となります。）

- 緊急事態宣言の対象区域となる東京都・京都府・兵庫県に所在する事業所の出勤率は約 51%（約 49%の出勤者数削減）
- まん延防止等重点措置の対象区域となる千葉県に所在する事業所の出勤率は約 66%（約 34%の出勤者数削減）
  ※なお、上記の出勤率の算出に当たっては、QST 病院（千葉）に勤務する医療関係者及び施設の保安等維持管理の業務に従事する者を除く。
- コロナ禍発生以降、当機構においてはネットワーク環境の整備や手続きのオンライン化などの業務効率化をすすめており、在宅勤務を行いやすい環境整備を行いつつ在宅勤務を推進し出勤率の削減に取り組んでおります。また、年末年始や大型連休の前後を年次有給休暇の取得奨励期間として休暇を取得しやすい環境整備に努めております。業務の都合により出勤が必要な者についても時差出勤制度や Web 会議システムを積極的に利用し、人との接触機会を減らす取り組みをおこなっています。